

令和8年5月吉日

軟膏・水剤の容器代についてのご案内

弊局では軟膏・水剤を患者様にお渡しする際に使用する容器（軟膏壺・計量瓶等）について、これまで患者様にご負担をおかけすることなく無償にてご提供してまいりました。

しかしながら、近年の物価上昇や資材コストの高騰により、誠に不本意ではございますが、これ以上の無償提供の継続が困難な状況となりました。つきましては、下記のとおり容器代をご負担いただくこととなりましたので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

変更内容	軟膏・水剤の容器代を患者様実費にてご負担
開始日	令和8年（2026年）6月1日（月）より
対象	容器入りの軟膏・水剤をお受け取りの患者様
容器代の金額	容器の種類により異なります（お知らせページ内、画像をご参照ください）

※軟膏・水剤そのものは保険調剤の対象となりますが、お薬を入れるための容器代は健康保険の適用外となっており、本来は患者様の実費負担となるものでございます。

患者様にはご負担をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。
引き続き、安全で質の高い調剤サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。